

■電子請求書Q&A

(令和6年12月2日版)

区分	番号	質問	回答
制度・運用	1	全ての事業者が電子請求書取引の対象となるのか？	本市（各部署）と取引のある事業者は対象となります。
	2	鹿屋市の電子請求書の取引は、いつから始まったのか？	令和5年10月取引分から電子請求書の対象となっています。 （R5年4月に契約した年間契約にかかる10月以降の月々の支払も対象）
	3	事業者側に費用の負担は発生するか？	事業者は無料です。 （一括アップロードや自動発行など一部有料オプションあり）
	4	今後は必ず電子請求書でなければならないのか？	従来どおりの方法（紙）でも請求は可能です。 電子請求書は、利便性向上や事務担当・コスト縮減に繋がるものですので、利用をご検討いただきますようお願いします。
	5	水道事業への請求も電子請求書取引の対象となるのか？	対象となります。
	6	電子請求書の対象外となっている部署はあるか？	基本的には、部署（課）に関わらず、事業者から提出される全ての請求書が電子請求書の対象となります。
	7	学校に提出する請求書について、今まで通りで紙の請求書で大丈夫か？電子請求書か？	学校については、従来どおりの請求書（紙）で発行をお願いします。
	8	小中学校に納品する場合について、電子請求書が利用できるか？	小中学校から発注を受け、納品・請求する場合については、電子請求書ではなく、従来の方法（紙）で発行をお願いします。
	9	事業者は請求書を発行する部署や案件によって、電子請求書と紙請求書を使い分けてもいいのか？	使い分けでも構いません。電子または紙、どちらでも請求可能です。 ただし、同部署の同案件の請求（例：年間契約の月々払い）においては、同じ方法で請求いただくようお願いします。
	10	請求書への事業者の押印は従来のとおり必須か？	BtoBプラットフォームで発行される請求書については、事業者の代表者印は必須ではありません。押印（印影データ）を付けるか否かは、請求書を発行する事業者の任意です。
	11	請求書の発行日はどのように表記されるか？	BtoBプラットフォームで実際に請求書を発行した日が、「請求書発行日」として必ず表記されます。差戻しを受けて再発行した場合は、再発行した日が「請求書発行日」として表記されます。
	12	電子請求書に支払期限は設定できるか？	電子請求書には支払期限日を入力する欄がありますので、できるだけ入力をお願いします。
	13	請求書を受領したら、市役所はどうやって知るのか？	電子請求書を受信した際に、メール等の通知が届くようになっています。
	14	説明会はしたのか？	電子請求書の運用開始については、令和5年7月下旬にオンライン及び対面式の説明会を実施しました。また、その際の説明会資料や質問への問合せ回答は、市HPに掲載しています。 https://www.city.kanoya.lg.jp/chijyouhou/shise/shisaku/seikyuu.html
	15	電子請求書について、認知していない事業者はないのか？	電子請求の運用開始にあたり、過去に取引数が多かった事業者に対して、概要通知及び説明会案内を送付しました。その後、入札参加資格申請の際や電子契約導入の説明会等で案内していますが、今後も随時案内していく予定です。
	16	単価契約や委託契約の場合も電子請求書の対象となるのか？	対象となります。
	17	既に契約・発注済の取引に関する請求書は電子請求書の対象か？	対象となります。 （例：R6年4月に契約した年間契約にかかる12月以降の月々の支払も対象）
	18	市へ発行した請求書は、役所内の全ての部署が閲覧・確認できるのか？	基本的には、発行先部署（取引部署）のみが閲覧・確認可能となります。
	19	今まで請求書とともに同封してきた明細や伝票などは今後も添付資料として必要か？	BtoBプラットフォーム請求書では、明細を入力することができます。また、添付ファイルをつけることも可能です。個別のケースについては、発注・契約部署と協議をお願いします。
	20	電子請求書の開始にあたり、不要（省略）となる書類はあるか？	電子請求書の導入は、請求書の提出（発行）方法が変更となるものです。必要な書類等は従来のとおりで変更はありません。 押印が不要な書類等については、電子請求書の添付ファイルの機能を活用ください。
	21	見積書や納品書、報告書の提出は電子になるか？	明細については、電子請求書作成と同時に入力作成することができます。 納品書については、電子請求書を提出する際に、添付ファイルとして提出が可能です。 見積書や報告書（完了報告書）については、現在のところ電子化されません。従来の方法で提出をお願いします（現在、電子化に向けて検討中）。 これら以外の書類にかかる添付の取り扱いについては、発注・契約部署と協議をお願いします。
	22	完了報告書は従来のとおり紙で提出するのか？	現在のところは従来のとおり紙での提出となりますが、現在電子化に向けて検討中です。
	23	令和5年10月以降インボイス対応の予定ですが、インボイス様式の請求書でも問題ないか？	問題ありません。
	24	電子契約との関連はあるか？	電子契約は令和6年11月に運用を開始しました。 https://www.city.kanoya.lg.jp/chijyouhou/digital/denshikeiyaku.html 電子請求書と電子契約はセット（電子化が否かを揃える）である必要はありませんが、いずれも利便性向上、事務担当・コスト縮減に繋がるものですので、利用をご検討ください。
	25	他の自治体で使用しているBtoBシステムと同じか？	BtoBプラットフォーム請求書を導入している自治体と同じシステムです。
	26	既にBtoBプラットフォームのアカウントがあるが、市との取引開始にあたり、再度の登録が必要か？	現在お持ちのBtoBプラットフォームIDでご利用いただけます

区分	番号	質問	回答
操作・機能	27	事業者が電子請求書を利用したい場合は、どのような手順・準備が必要か？	インターネットが利用できる環境があれば電子請求書が利用可能です。 鹿屋市の部署へ電子請求書を発行したい場合は、市より招待メールを受けてアカウント登録する必要があります。 招待メールは市HPに掲載の依頼フォームから依頼することができます。
	28	鹿屋市からの招待メールを受信するメールアドレスは事業者あたり1アドレスか？	1アドレスです。 まずはじめに1アドレスで鹿屋市と接続します。 その後、複数の社員でサービスを利用する場合は、プラットフォームIDの管理者にて社員の情報を登録し「招待」を行うことで、社員もプラットフォームIDを保持することができます。
	29	弊社の場合、弊社各部署より請求書を発行しております。IDは1登録、弊社各部署共有IDとして利用可能か？	IDを共有して利用も可能です。また電子請求書を各部担当者ごとに作成することも可能です。その場合は操作マニュアルに記載の貴社社員招待でID追加が可能です。
	30	BtoBプラットフォームを既に利用しているが、利用する場合のID作成数について制限はあるか？(営業担当、事務員など現在の紙媒体での提出の場合複数人が関与しているため)	貴社社員IDの追加に制限はありません。社員招待で追加が可能です。
	31	明細が多い場合、元データから複製することは可能か？	一括作成用のCSVファイルに転記して作成することができます。または過去に発行した請求書を複製して、必要な箇所のみ修正し発行することも可能です。
	32	請求書の様式は、従来の様式と変更になるのか？	BtoBプラットフォームの様式（PDF）です。
	33	明細に「一式」という項目はあるか？	明細に「一式」という単位をご用意しています。
	34	請求書に写真などのファイルを添付することは可能か？ またそのファイルをデータアップロードできるか？	ファイルを添付することは可能です。 1 請求書あたりに添付する容量のご確認をお願いします。 ・5MB以下のファイルを複数添付可能です。（容量制限あり） ・請求書発行後、40日を経過すると添付ファイルは削除されます。以下の拡張子のみ添付可能です。EXCEL（xls, xlsx）、WORD（doc, docx）、PDF
	35	発行済の請求書は、ダウンロードすることができるか？	ダウンロード可能です。請求書の発行期間を指定して、対象の全データをダウンロードできます。
	36	請求書に添付されたファイルについて、BtoBプラットフォーム上での保存年限はあるか？	添付ファイルの保存期間は請求書の発行日より40日間です。必要な書類は別途保存をしてください。 なお、請求書データは10年間保存されます。
	37	PCを更新する時の設定はあるか？ microsoft365に対応しているか？	PC更新時の設定は不要です。下記のブラウザでしたらアクセス可能です。 [Windows] IE11, Edge, Chrome, Firefox
	38	問い合わせはメールでできるか？	操作に関するお問い合わせは、BtoBプラットフォーム請求書にログイン後、TOPページ「お問合せ」よりお問合せ可能です。